

公益社団法人静岡県職業教育振興会 専門学校の入試に関するガイドライン

公益社団法人静岡県職業教育振興会の会員校である専門学校(専修学校専門課程)における令和3年度以降に実施する「入試に関するガイドライン」を次のように定める。

1 入試区分(入試名)について

大学入学者選抜実施要項において大学入試に使用される区分と名称については、専門学校では採用せず、それに相当する従来通りの区分と名称を使用して実施する。

大学の区分	新区分(専門学校)
総合型選抜	AO入試
学校推薦型選抜	推薦入試
一般選抜	一般入試

※ ここで言う入試区分(入試名)とは、カテゴリーを示すものであって、例えば推薦入試において、指定校、企業、卒業生など、各校独自の名称を付けることは可能とする。

2 願書受付始期・入試実施時期 について

(1) AO入試

以下のとおり、時期により実施可能な事項を設け、段階的に実施する。

ア 5月31日以前に実施可能とする事項

- ① 募集方針に基づくアドミッションポリシー(求める学生像)の設定
- ② AO入試実施要項作成(出願要件の公開、出願要件確認方式・出願要件確認、日程、入学前教育等の実施内容)
- ③ 出願要件確認登録用紙(エントリーシート)の作成・配付

イ 6月1日以降に実施可能とする事項

- ① 出願要件確認登録用紙(エントリーシート)の受付
(担任または保護者の確認署名を求めること。)
- ② 本人の自発的な登録意思確認(安易な登録促進は避けること。)
- ③ アドミッションポリシーによる出願要件(面接、実習、課題提出、作品提出、小論文、資格・検定の成績などにより、丁寧に確認を行う。)の確認
- ④ 出願可否の結果伝達(書面、Eメールにより出願要件確認票を交付)
- ⑤ 高等学校への結果報告(連絡に際しては本人の同意を得る。)
- ⑥ 入学前教育等(課題に関する支援・指導・助言、体験授業・Eラーニングの実施等)の実施

※ 出願要件とは、アドミッションポリシーをもとに、各校が定める出願可能な要件のことを言う。また、出願要件確認登録用紙(エントリーシート)は、その定めた要件を満たしているか否かを確認するために生徒本人が当該出願校に提出するものとする。要件の確認ができた生徒が、以降の段階の対象となる。

ウ 8月1日以降に実施可能とする事項

A0 入試の事務手続き(出願許可書の交付)開始。

なお、手続期間については、各専門学校で定める。

エ 9月1日以降に実施可能とする事項

- ① 出願必要書類(入学願書、調査書等)の受領
- ② 入試選考料の受領
- ③ 入学試験の実施
- ④ 合否の通知
- ⑤ 入学金の受領
- ⑥ 入学許可証の発行
- ⑦ 入学前教育等(課題に関する支援・指導・助言、体験授業・Eラーニング等)の実施

(2) 推薦入試

ア 出 願 時 期：10月以降(現行10月以降)

イ 合格発表時期：10月以降(現行設定無し)

(3) 一般入試

ア 出 願 時 期：10月以降(現行10月以降)

イ 合格発表時期：10月以降(現行設定無し)

(4) その他入試

社会人等、高校過年度卒業者については、現行通り特段の定めをしない

(5) 願書受付始期・入試実施時期における違反校への処置

振興会理事会において協議する。

3 入試についての奨励事項(参考)

(1) 三つのポリシー設定・公表(募集方針・教育目標・到達目標)

入試も高等学校や高校生に対する専門学校からのメッセージであり、どんな人材を求め、何を評価しているのかを明確化するため、以下3つのポリシーを設定し公表する。

分野が複数の場合は、学科ごとに設定しても良い。

ア 募集方針

到達目標、教育目標を受け、各校がどのような生徒を受け入れたいのか、そのためにどのような方法で入試を実施するのか(高等学校での学び、特に学力の3要素をどのように評価するか、若しくは評価しないことも含めて)を明確にする。

【例/ ○受け入れたい入学者像 ○高等学校での学びの評価方針とその理由

○入試における学力の三要素の評価方法とその基準 等】

イ 教育目標

各校において、到達目標達成のために、どのような教育内容を設定し、実施、評価するのかを明確にする。

【例/ ○教育課程編成委員会の議論を経たカリキュラムの体系化

○シラバス、コマシラバスの作成

○定められた期間において、何ができるようになるかの見える化 等】

ウ 到達目標

各校において、卒業時にどのような能力を身につけさせ社会に輩出するのかを明確にする。

- 【 例／ ○全学生を分母とする関連分野就職率
○受験者数／合格者数を明示した資格取得率
○卒業認定に関わる作品、研究の成果と評価基準の公開 等 】

(2) 入試の評価方法の検討

学力の三要素に対して、新学習指導要領に基づいて高等学校教育がどのように変化していくのか、個別専門学校においても情報収集や研究は必須である。

入試の実施主体は、あくまで各専門学校であるが、上記のような高等学校の教育改革に対応するための様々な入試手法が大学では新たに設定されており、まずは、以下大学での実施内容を参照し、各校で導入するか否かを含めて検討することが望ましい。

ア 総合型選抜（AO入試に相当）

本人の記載する資料（活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書等）を積極的に活用。

イ 学校推薦型選抜（推薦入試に相当）

推薦書に、本人の学習歴や活動歴を踏まえた「学力の3要素」に関する評価を記載すること、及び大学が選抜でこれらを活用することを必須化。

ウ 総合型・学校推薦型選抜共通

調査書等の出願書類だけでなく、各大学が実施する評価方法等（例えば、自らの考えに基づき論を立てて記述させる評価方法【小論文等】、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績など）、又は「大学入学共通テスト」のうち、少なくともいずれか一つの活用を必須化。

エ 一般選抜（一般入試に相当）

調査書や志願者本人が記載する資料等（その他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談など）を積極的に活用。

また、各大学の入学者受入れの方針に基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等をどのように活用するのかについて、各大学の募集要項等に明記。

附 則

このガイドラインは、令和3年度に実施する入試(令和4年度4月1日入学生の選抜)から適用する。